

令和5年度

# 包括外部監査の結果報告書

## 【概要版】

— 県民利便施設の管理運営について —

兵庫県包括外部監査人

遠藤眞廣

## 目次

第1 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 監査対象	1
2. 対象期間	1
3. 選定理由等	1
III. 外部監査の方法	1
1. 監査の視点等	1
2. 監査の主な手続	2
3. 監査対象機関・部署	2
IV. 監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
V. 外部監査の実施期間	3
VI. 利害関係	3
VII. 金額単位等	4
1. 金額単位について	4
2. 略語について	4
VIII. 外部監査対象施設の監査について	4
1. 県民利便施設とは	4
2. 監査実施日等	4
第2 監査の結果と意見	6
I. 総論	6
1. 報告書の構成	6
2. 全般的事項と各論について	6
II. 全般的事項	6
1. 直営施設の整備運営事業のアウトソーシングについて	6
2. 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について	8
3. 県民への説明責任の強化	9
III. 各論	12
1. 兵庫県立但馬やまびこの郷	12
2. 兵庫県立南但馬自然学校	13

3. 兵庫県広域防災センター.....	13
4. 兵庫県立歴史博物館.....	14
5. 兵庫陶芸美術館 .....	16
6. 兵庫県立考古博物館.....	16
7. 兵庫県立図書館 .....	18
8. 兵庫県立美術館 .....	18
9. 兵庫県立フラワーセンター.....	20
10. 兵庫県立丹波の森公苑.....	21
11. 兵庫県立コウノトリの郷公園.....	22
12. 兵庫県立人と自然の博物館.....	22
13. 兵庫県立明石公園.....	24

# 第1 外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 18 日条例第 19 号）第 2 条に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

### 1. 監査対象

県民利便施設の管理運営について

### 2. 対象期間

令和 4 年度（自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 4 年度分以降についても監査対象にした。

### 3. 選定理由等

兵庫県の財政状況は令和 3 年度決算において黒字を確保したものの、社会保障関係費の増加、震災関連県債の償還が継続するなか、経済環境の不透明感が増している。

令和 10 年度までに総額 255 億円の収支不足が生じる見込みであるとされるなか、県民利便施設は管理運営、施設維持等にかかる財政負担が大きいことから、施設が効果的かつ効率的に運営されているかを検証する必要がある。

（テーマ選定理由）

以上により、「県民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、兵庫県の行財政改革に貢献すると考えられる県民利便施設の管理運営について監査テーマとして選定した。

## III. 外部監査の方法

### 1. 監査の視点等

監査の視点等は、主に次のとおりである。

- ① 内部統制制度に不備はないか。
- ② 経済性、効率性及び有効性の観点から社会通念上著しく適切性を欠いていると判断されるものはないか。
- ③ 施設運営の硬直化が進んでいないか。
- ④ 施設の運用が法令、条例、規則、規程、要綱、通知、マニュアル等に適合し、行政責任が確保されているか。
- ⑤ 施設の運営で県民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか。
- ⑥ モニタリング時の指導は適切か。

## 2. 監査の主な手続

### ① 調査対象とした関係書類等

(直営)

- ・ 公的施設等運営評価調書
- ・ 委託契約書
- ・ 修繕計画・実績
- ・ 備品管理台帳
- ・ 利用料金徴収手続き手順書・マニュアル
- ・ 施設利用に伴う利用許可申請書
- ・ 災害時等職員行動マニュアル など

(非公募による指定管理者選定、上記直営に加え)

- ・ 指定管理者管理協定書
- ・ 業務収支状況報告 など

(共通)

その他、必要と認められる書類等について調査した。

### ② 説明聴取 (ヒアリング)

監査対象の所管部局から説明を聴取した。

## 3. 監査対象機関・部署

県民利便施設は全施設として 73 施設を把握しているが、①県直営施設、②非公募により指定管理者を選定している施設に限定し、かつ令和元年度 (コロナ禍前) の利用者一人当たり県費負担額の多い順に 13 施設を抽出している。

なお、13 番目の明石公園は県有財産保全の観点及び活用化からのみ検討を加えている。

番号	施設名	所管部局	所在地	管理形態
1	但馬やまびこの郷	教育委員会	朝来市	直営
2	南但馬自然学校	教育委員会	朝来市	直営
3	広域防災センター	危機管理部	三木市	直営
4	歴史博物館	教育委員会	姫路市	直営
5	兵庫陶芸美術館	県民生活部	丹波篠山市	直営
6	考古博物館	教育委員会	播磨町	直営
7	県立図書館	教育委員会	明石市	直営
8	県立美術館	教育委員会	神戸市	直営
9	フラワーセンター	農林水産部	加西市	指定管理
10	丹波の森公苑	県民生活部	丹波市	指定管理
11	コウノトリの郷公園	教育委員会	豊岡市	直営
12	人と自然の博物館	教育委員会	三田市	直営
13	明石公園	まちづくり部	明石市	指定管理

#### IV. 監査従事者

##### 1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

##### 2. 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(五十音順)

公 認 会 計 士

青 戸 祥 倫

公 認 会 計 士

安 達 誠 二

公 認 会 計 士

大 谷 泰 史

公 認 会 計 士

森 山 恭 太

#### V. 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管部局に対し、令和5年4月1日から令和6年2月7日までの期間にわたり、監査を実施した。

#### VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の28第3項及び第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## Ⅶ. 金額単位等

### 1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

### 2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	自治法
地方自治法施行令	昭和 22 年政令第 16 号	施行令

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

## Ⅷ. 外部監査対象施設の監査について

### 1. 県民利便施設とは

本報告書では、兵庫県民が利用し便益を受けるための施設と広く定義づけしている。兵庫県としても正式に定義したものはないが、地方自治法第 244 条の「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として規定されている「公の施設」と同義ととらえているが、利用者が限定される施設は除かれる。

### 2. 監査実施日等

番号	施設名	所管部局	利用者一人当たりコスト (円)	往査日 往査人数
1	但馬やまびこの郷	教育委員会	113,402	9月19日 4人
2	南但馬自然学校	教育委員会	3,976	9月19日 4人
3	広域防災センター	危機管理部	3,904	8月8日 3人 10月19日 2人
4	歴史博物館	教育委員会	3,171	9月1日 4人

番号	施設名	所管部局	利用者一人当たりコスト(円)	往査日 往査人数
5	兵庫陶芸美術館	県民生活部	3,165	9月13日 3人
6	考古博物館	教育委員会	3,095	【本館】9月7日 3人 【分館】9月8日 4人
7	県立図書館	教育委員会	2,255	9月5日 4人
8	県立美術館	教育委員会	1,370	9月21日 3人
9	フラワーセンター	農林水産部	1,212	9月8日 4人
10	丹波の森公苑	県民生活部	774	9月12日 3人
11	コウノトリの郷公園	教育委員会	724	10月3日 4人
12	人と自然の博物館	教育委員会	612	8月9日 3人
13	明石公園	まちづくり部	68	10月12日 4人

令和元年度の利用者一人当たり県費負担額であるが、73施設平均は669円である。



## 第2 監査の結果と意見

### I. 総論

#### 1. 報告書の構成

「第3 監査の結果と意見、II. 全般的事項及び、III. 各論」に記載した監査の「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項

#### 2. 全般的事項と各論について

全般的事項は県民利便施設の整備運営事業のアウトソーシングについて、及び各施設に共通に認められる問題点について記載している。

各論は各県民利便施設の往査に伴い発見した現状の個別の問題点について記載している。

### II. 全般的事項

#### 1. 直営施設の整備運営事業のアウトソーシングについて

##### 【総合意見1】美術館・博物館の整備運営事業のアウトソーシングについて

美術館・博物館は維持管理業務の外部委託等により運営の効率化に取り組まれている。施設の性質から民間の管理が難しい分野もあるが、兵庫県の厳しい財政事情のもとで、一層の効率的運営を行い、かつ、施設のクオリティを維持できる方策の検討を組織形態の変更（たとえば指定管理者制度の採用や地方独立行政法人化など）まで踏み込んで検討されることが望まれる。

（対象施設：歴史博物館、兵庫陶芸美術館、考古博物館、県立美術館、人と自然の博物館）

##### 【総合意見1-1】人と自然の博物館及び考古博物館（本館）について

大学の研究所・県の行政機関等は博物館機能と分離し、総合意見1のアウトソーシングを検討していただきたい。

### 【総合意見 1－2】考古博物館 加西分館（古代鏡展示館）について

考古博物館 加西分館の整備運営事業もアウトソーシングできればより効果的な運営が可能となるかもしれない。しかし現地往査の結果、加西分館は体験学習を行っている本館とは異なり、地元の小中学校の利用もない展示のための施設であること、また主な展示物は日本の研究者が3、4人しかいない「隋唐鏡」であることなど、考古博物館本館（播磨町）とは博物館の運営及び展示内容が全く異なる研究者向けの展示施設である。またこの展示内容が影響していると思われるが、配置場所はフラワーセンター内の一画であるにもかかわらず同センター来場者を継続して呼び込めていない。加西分館の有料観覧者割合の現状は同センター入園者の3%程度であり、それに関わる維持費（一般財源投入額の令和5年度予算は77百万円）を考慮すれば、県有財産（受贈品）である貴重な古代鏡の存在を広く県民に周知いただくために加西市に展示施設を構える方法から脱却し、加西分館は収納に特化することにより維持費を節減し、展示は県内博物館で巡回展示を行う、あるいはホームページの内容をより充実させるなどの他の展示策を検討していただきたい。

### 【総合意見 1－3】計画修繕を検討している施設について

兵庫陶芸美術館、県立美術館、考古博物館は、令和6年度以降に計画修繕を検討されている（ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン、令和5年3月改訂）。指定管理者と計画設計の支援を同時にプロポーザルで選定するとコスト削減と利用しやすい施設への改修が実現できるのではないかと。

### 【総合意見 2】コウノトリの郷公園について

直営施設である「コウノトリの郷公園」は、コウノトリの野生復帰のため設置された施設であり、研究および普及啓発を行っている。また、同敷地にて豊岡市がコウノトリ文化会館を運営し、野生復帰等の歴史を展示・解説しており県と基礎自治体の連携（公公連携）が確認でき、サービス向上と効率性を主に追及するものとしての指定管理者制度に移行する必要性は乏しい。

ただ、より自律的な経営を推進するのであれば、当該施設を地方独立行政法人化することで、兵庫県立大学との連携、あるいは一体化により今以上に活性化する可能性を秘めている施設であることに留意されたい。

### 【総合意見 3】広域防災センターについて

監査対象の直営施設で危機管理部所管の当該施設の2022年8月に開設された研修宿泊施設については、三木総合防災公園の指定管理者の2期目（1期目は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間）に指定管理者

の業務範囲に含めることを積極的に検討されたい。

## その他

- ① 監査対象の直営施設で教育委員会・義務教育課所管の施設は、義務教育に直結する施設（特に「やまびこの郷」は義務教育を行うためのセーフティネットとも言えるもの）であり、民に頼ることなく県が直接に運営すべき施設であることが確認できた。

（対象施設：但馬やまびこの郷、南但馬自然学校）

- ② 県立図書館について

明石公園内にある現状の県立図書館には、ホール・多目的スペース・駐車場などの県民が広く利用できる施設を併設しておらず、住民サービス向上・コスト削減を主目的とする指定管理者制度を導入するメリットが感じられない。それよりも県と市町の役割分担を今まで以上に意識して直営で「資料保存」「調査相談」「相互協力」の機能強化を行うことが県民の利便に資するものとする。

ただ、隣接する旧明石市立図書館跡地利用で県立図書館と一体的な整備を行う方向が示されれば、指定管理と計画設計の支援を同時にプロポーザルで選定することなどにより、利用しやすい施設への改修が実現できることになると思われる。

## 2. 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について

### 【総合意見4】フラワーセンターについて

加西市のフラワーセンターは、公募を行うにも施設の老朽化に対応してからとなろう。大規模修繕後の公募の際にはナショナルコレクションとして貴重な植物（ストレプトカーパス属、ウツボカズラ属など）を守り、後世に残していく方策を同時に考える必要があることに留意されたい。

### 【総合意見5】丹波の森公苑について

丹波の森公苑は大規模改修工事が終了しており、直ちに公募による指定管理者の選定を開始されたい。

### 【総合意見6】明石公園について

明石公園については新たなパークマネジメントの導入が可能な限り早期かつ確実に実施されることが望まれる。

### 3. 県民への説明責任の強化

#### (1) 公的施設等運営評価調書について

##### 【総合意見7】公的施設等運営評価方法について

公的施設等運営評価における施設評価について、非公募指定管理者運営の施設については「指定管理者による自己評価」と「担当部局」、直営運営による施設については「担当部局」のみで、外部の視点が導入されていない。定期的な外部評価を公的施設等運営評価にも導入することを検討されたい。

##### 【総合意見8】公的施設等運営評価時期について

令和5年10月27日現在、兵庫県のホームページに開示されていた公的施設等運営評価の最新版は令和3年度版であった。令和4年度版もタイムリーに県民に公表されたい。

##### 【総合意見9】記載誤りについて

ホームページで公表されている令和3年度の公的施設等運営評価調書について確認したところ主な施設の利用状況や運営評価指標に誤った数値が記載されているケースや施設内容や類似施設の状況に関する記載が実際の状況と一致していないケースがあった。

公的施設等運営評価調書を公表する際には誤った情報が公表されないように、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図る必要がある。

##### 【総合意見10】効率的な運営に関する指標の考え方について

公的施設等運営評価調書の記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、費用の発生額（例 光熱水費等）ではなく、費用の削減額（例 光熱水費の削減等）を示している。これは、指標に対する達成度について、各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、費用の発生額を目標値とした場合は、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回ることになり、適切な評価ができないからであると推察される。

しかし、今回監査対象とした全ての施設において、効率的な運営に関する指標として、費用の発生額等の目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回る指標を用いていた。当該要因としては、一義的には、各施設における記載要領の読み込み不足及び達成度に対する確認不足・理解不足等に起因するものといえる。ただ、監査対象全ての施設で誤っていたことを考慮

すると、記載要領の周知・徹底も不十分であったといえる。

各施設においては、公的施設等運営評価調書について前例踏襲で形式的に数値を更新するのではなく、記載要領の趣旨を汲み、各項目の意味するところを十分に理解したうえで、評価指標として適切な指標を定め、評価を行う必要がある。また、記載要領についても各施設が理解しやすいように作成し、その趣旨について周知・徹底を図る必要がある。それでもなお各施設で誤りが発生する場合には、自動計算の計算式を変更する等、各項目の記載内容の見直しを検討する必要がある。

#### 【総合意見 11】 利用状況における地元利用率の記載について

主な施設の利用状況を記載する場合、地域経営の視点から内訳項目として地元利用率を記載する必要がある。監査対象とした各施設における地元の解釈としては、施設の設置市、設置市を含めた地域、県と様々であった。また、地元の利用者を把握することが困難として記載していない施設もあった。各施設によって地元の捉え方は異なるといえるが、記載要領にて地元利用率に関して何ら示されていなかったため、記載要領等で地元の捉え方についてもある程度示すことにより、各施設における解釈の統一を図る必要がある。

#### 【総合意見 12】 運営評価指標における目標値について

平成 30 年度の包括外部監査において、運営評価指標及び目標値について下記意見が示されている。

多くの施設においては新行革プランの比較対象年度である平成 19 年度の運営評価指標及び目標値を継続して平成 29 年度においても使用されている。当時と外部環境が変化している中では、既に著しく陳腐化しているものも多く、適時に適切な運営評価指標及び目標値に見直しを行う必要がある。

上記意見にもかかわらず、現時点においても平成 19 年度の運営評価指標における目標値を継続して使用している施設があった。目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。

#### (2) 業務マニュアル・手順書等の作成について

各施設では、定期的に担当者が交代し、交代の都度、前任者・後任者間において業務の引継が行われている。引継は口頭で行われることがあるが、この方法では、引継から実際の業務開始まで期間が空いたり、担当者の急な交代等の不測の事態が生じた場合に業務の一貫性を確保できないおそれがある。このため、担当者が交代した場合でも業務の一貫性を確保し、効果的かつ効率的に業務を実施できるように、各施設の基幹業務については業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。

### 【総合意見 13】 業務マニュアル・手順書等の作成について

各施設において、引継が適切に行われるように、基幹業務について業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。

### (3) 自動販売機の設置における申請書類の統一について

各施設の設置規則等において、利便施設を利用する場合には「利便施設利用許可申請書」及び利便施設の利用計画を記載した図面等の提出が必要である旨が定められている。特に、自動販売機を設置する場合には、申請書の「利便施設の用途」欄に設置する自動販売機の台数を明示する要件が規定されている。

歴史博物館や図書館等の教育委員会事務局が所管する各施設においては、設置規則等を踏まえ、自動販売機の設置については「利便施設等利用許可申請書」を使用することとしている。

一方、防災センター（危機管理部所管）においては、設置規則等を踏まえたうえで、利便施設の目的の範囲内にかかる許可については「利便施設利用許可申請書」を使用し、目的の範囲外にかかる許可については「行政財産使用許可申請書」を使用することとしている。この考えのもと、自動販売機の設置に関しては、目的の範囲外にかかる使用であると見なし、「行政財産使用許可申請書」を使用している。

現状、利便施設に自動販売機を設置する場合の申請手続において施設（所管課）によって異なる書類（「利便施設利用許可申請書」・「行政財産使用許可申請書」）が使用されている。申請手続きの統一性確保のため、書類の整理・統一を図ることが望まれる。

### 【総合意見 14】 自動販売機の設置における申請書類の統一について

自動販売機を設置する場合の申請書類について利便施設ごとに異なるように統一した運用を図ることが望まれる。

### (4) 過年度包括外部監査の結果への対応について

平成 30 年度に「県民利便施設（都市公園・社会教育施設・スポーツ施設）の管理運営について」をテーマとした包括外部監査が行われており、翌年度に監査結果に対する措置として対応及び改善策を公表している。今回の監査の実施に際し、共通する部分について対応状況を確認したところ、実行できていない若しくは不十分な箇所があった。その要因としては、監査を受けた当時の担当者が交代し、監査結果について十分な引継が行われなかったために、指摘及び意見の内容や監査人の意図について理解・認識が不足し、十分な対応ができて

いなかったことが考えられる。また、各施設共通の全般的事項に対する意見について対応ができていなかったり、指摘及び意見があった施設以外の施設において同様の課題が見過ごされていたりと監査結果の水平展開が不十分だったことが考えられる。監査を受けた場合には、指摘及び意見の内容や監査人の意図、対応及び改善策の内容や策定した経緯等を十分に記録し、担当者が交代した場合に適切に引き継がれるようにする必要がある。また、各施設においては、自施設への指摘及び意見だけでなく、全般的事項に対する意見や他施設の指摘及び意見についても留意し、必要に応じて改善を行う必要がある。

### 【総合意見 15】 過年度包括外部監査の結果への対応について

過年度の包括外部監査の結果について、担当者が交代した場合でも適切に引き継がれるようにするとともに、各施設に共通する課題についてより一層の水平展開を進める必要がある。

## Ⅲ. 各論

### 1. 兵庫県立但馬やまびこの郷

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 1	現金出納簿の作成について	46
	保護者等から現金を受領してから預金口座に振り込むまでの期間は比較的短いものの、日々の入出金額、残高を正確に把握し、紛失や盗難などを防ぐため、要綱に従い、現金出納簿を作成すべきである。	
意見 1	計画修繕の検討について	46
	今後の修繕計画もしくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒しで検討を行うことも必要である。	
指摘事項 2	物品の棚卸について	47
	毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。	
意見 2	運営評価指標の見直しについて	48
	当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、現状の利用者数から県内における不登校児童・生徒総数に対する当該施設の利用者数の割合などに変更することを検討されたい。	
指摘事項 3	効率的な運営に関する指標の考え方について	

	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。また、目標値についても外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。	49
--	--	----

## 2. 兵庫県立南但馬自然学校

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 4	物品の棚卸について	53
	毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。	
指摘事項 5	稼働率の記載誤りについて	54
	誤った数値が看過されて公表されることがないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。	
意見 3	運営評価指標の目標値の見直しについて	54
	各指標における目標値については、外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。	
指摘事項 6	効率的な運営に関する指標の考え方について	55
	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	

## 3. 兵庫県広域防災センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 4	投資効果の検証について	59
	宿泊施設等の多額の資金を要する設備投資を行う場合には、意思決定時において必要性和採算性を考慮した詳細な計画を策定し、意思決定後は効果的かつ効率的な運営に役立つように当初計画と実績とを比較・分析する必要がある。	
意見 5	管理規則と宿泊約款の相違について	60
	宿泊施設の利用料金の支払いについて、防災センター管理規則と宿泊約款及び実務に相違があるため、宿泊約	



	款及び実務に合わせて防災センター管理規則を見直す必要がある。	
意見 6	アンケート項目及び実施頻度について	61
	アンケートには委託業務の評価につながるような項目を設ける必要がある。また、委託業務の継続的な評価のため、年間を通じて継続的又は断続的に実施する必要がある。	
指摘事項 7	備品及び物品の棚卸について	62
	全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。 ただし、広域防災センターでは備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	
意見 7	運営評価指標における目標値の考え方について	62
	運営評価指標における目標値については、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行う必要がある。また、実績値に研修宿泊施設の光熱水費を含めているため、目標値にも当然含める必要がある。	
指摘事項 8	効率的な運営に関する指標の考え方について	63
	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	

#### 4. 兵庫県立歴史博物館

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 9	利用料金の管理について	67
	日々の利用料金について、財務規則に基づき適切に公金機関へ納付すべきである。また、担当者の失念を防ぎ、業務が適切に行われるように、財務規則等に基づいた業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。	
意見 8	特別展観覧料の算出方法について	69
	現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予	

	<p>算と実績との比較結果等を参考に、できるだけ実績値と乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。</p> <p>また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支が均衡するように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。</p>	
意見 9	<p>招待券の余剰について</p> <p>招待券について、毎回大量の余剰が生じている要因を分析・検討し、より多くの関係者に配布するか、現状の配布枚数に合わせて納品枚数を減らすなどの対応を行う必要がある。</p>	70
意見 10	<p>ホームページ整備保守管理業務について</p> <p>随意契約を適用する際は随意契約の妥当性について慎重に検討されたい。</p>	71
指摘事項 10	<p>随意契約理由について</p> <p>内部での適切な審査の為、随意契約の決裁書には、随意契約が必要である具体的な理由を記載する欄を設けるべきである。</p>	72
指摘事項 11	<p>備品・収蔵品の棚卸について</p> <p>毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。</p>	73
意見 11	<p>使用見込みのない備品について</p> <p>リニューアルに伴い発生した使用見込みのない備品・消耗品について、早期に廃棄処理する必要がある。</p>	73
意見 12	<p>運営評価指標の見直しについて</p> <p>設置目的に関する評価指標である入館者数の目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。特に、当年度にリニューアルオープンしたことを踏まえ、リニューアルオープン後の実績値をもとに見直すことを検討されたい。</p>	74
指摘事項 12	<p>効率的な運営に関する指標の考え方について</p> <p>現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。</p>	75

## 5. 兵庫陶芸美術館

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 13	セミナー室・談話室の利用率について	80
	セミナー室、談話室の利用率向上のための施策を工夫されたい。	
意見 14	茶室の有効利用について	80
	必要であれば条例を改正し、茶室の有効利用を図られたい。	
意見 15	レストランの施設利用料減免について	81
	レストランの施設利用料減免ではその都度、価格に関する承認を受ける必要がある。	
指摘事項 13	在庫管理について	82
	商品の管理方法を定め、定期的な棚卸を実施されたい。	
意見 16	計画修繕の実施時期について	82
	計画修繕について、実施内容は検討されているが、具体的な時期はまだ決定していない。陶芸美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、早期に時期を決定しておく必要がある。	
意見 17	備品及び物品の管理について	83
	備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて残しておくことが必要である。 また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて残していくことが必要である。	
指摘事項 14	効率的な運営に関する指標の考え方について	83
	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	

## 6. 兵庫県立考古博物館

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 15	古代鏡展示館の入館者目標について	89
	入館者目標について、これまでの実績等を踏まえて目標値としてあるべき数値で算定すべきである。また、早急に目標値と実績値の比較等により運営状況の評価を行う仕組みを構築すべきである。	
意見 18	特別展観覧料の算出方法について	91

	<p>現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が大幅に乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予算と実績との比較結果等を参考に、実績値と大幅な乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。</p> <p>また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支均衡になるように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。</p>	
意見 19	<p>特別招待券の納品枚数及び配布枚数について</p> <p>特別招待券について、配布先と定期的に連絡を取って使用を促すことや配布先を変更すること等により、配布先の使用率を上げる必要がある。一方で、配布先の使用枚数に合わせて配布枚数を減らすことも検討する必要がある。さらに、納品枚数についても、配布枚数及び配布先の使用枚数に合わせてより一層減らすことを検討する必要がある。</p>	92
意見 20	<p>計画修繕の検討について</p> <p>計画修繕については、具体的な検討はこれからであることから、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況を踏まえて、具体的な内容や実施時期について早期に検討を進めていく必要がある。</p>	92
意見 21	<p>備品及び物品の管理について</p> <p>備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。</p> <p>また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。</p>	93
意見 22	<p>運営評価指標における目標値の考え方について</p> <p>運営評価指標における目標値については、過年度の実績値等を元により精緻な値を設定する必要がある。特に、令和4年度における学習プログラム参加者数について、実績値が目標値を大幅に超えているため、実績を考慮した目標値を設定する必要がある。また、実績値に分館の入館者数等を含めるのであれば、目標値にも当然含める必要がある。</p>	94
指摘事項 16	<p>考古博物館加西分館の公的施設等運営評価調書について</p> <p>考古博物館の公的施設等運営評価調書であるが、加西</p>	94

	<p>分館の整備費が記載されていない。分館の整備費は、建築費が 614,783 千円、増築費が 357,613 千円という資料の提出を受けた。また、運営費は「運営費の状況、(1) 収支状況」に本館と加西分館が一括して記載されている。加西分館の運営費の令和 4 年度実績と令和 5 年度予算の一般財源投入額は 77 百万円である。</p> <p>不実記載は県民の信頼を損なうことになる。今後は整備費・運営費を本館と分館に明瞭に区分して開示すべきである。</p>	
指摘事項 17	<p>効率的な運営に関する指標の考え方について</p> <p>現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。</p>	95

## 7. 兵庫県立図書館

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 23	物品の保管場所登録について	100
	物品の棚卸を効率的に実施できるよう、システム上の備品出納簿にそれぞれ保管場所を登録する必要がある。	
意見 24	運営評価指標の目標値の見直しについて	101
	設置目的に関する評価指標である貸出冊数の目標値については、周辺環境の変化に合わせて適宜見直す必要がある。また、サービス向上に関する評価指標としては、右肩上がりに増加する蔵書検索数ではなく、他の社会施設などで使用されている講座実施回数や講座参加人数などを参考に見直す必要がある。	
指摘事項 18	効率的な運営に関する指標の考え方について	102
	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	

## 8. 兵庫県立美術館

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 25	管理規則の一部改訂について	109
	現状、講座の申込方法について、美術館管理規則の定めと実態とに乖離が生じている。この点、申請書の軽微な修正など、実質的な変更を伴わないものについては管	

	理規則の改訂は不要であるとのことだが、当該変更は、申込手段のオンライン化といった申込手続きそのものの実質的な変更のため、実態に合わせて美術館管理規則を一部改訂する必要がある。	
意見 26	特別観覧料の計算について 撮影の場合に熟覧の特別観覧料を徴収するか否かについて明確な方針を定め、申請案件ごとに異なることがないようにする必要がある。	110
意見 27	招待券について 招待券について、配布効果を十分に享受するために、引き続き、配布先の使用枚数に合わせて配布先や配布枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する必要がある。	111
意見 28	カフェ・ミュージアムショップの施設使用料減免について 近隣店舗と価格比較を行った資料については、50%の使用料減免の根拠資料になるため、適切に保管しておく必要がある。	112
意見 29	計画修繕の検討について 計画修繕については、具体的な検討はこれからであるが、美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、具体的な内容や実施時期について早期に検討しておく必要がある。	112
意見 30	備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。 また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残していくことが必要である。	113
意見 31	主な施設の利用状況の記載について 貸し施設が複数ある場合の記載方法について記載要領には示されていないが、当該施設の貸し施設はそれぞれ用途が明確に異なることから、施設ごとや用途ごとの利用状況等を適切に把握するため、主な施設の利用状況について貸し施設ごとに記載する必要がある。 また、稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領に従い、1日の営業サイクル（午前・午後・夜間）をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出する必要がある。	115
指摘事項 19	効率的な運営に関する指標の考え方について	116

	現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	
--	---	--

## 9. 兵庫県立フラワーセンター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 32	特別招待券の管理について	122
	<p>特別招待券について、配布枚数と実際に使用された枚数を比較することで、配布の効果を測定し、配布枚数の際適化を図る必要がある。</p> <p>また、管理簿については、各年度における期首残高、受入高、払出高、期末残高について明確に分かる形式で作成するとともに、年度末においては、実数量をカウントし、管理簿上の数量と差異がないことを確かめる必要がある。</p>	
指摘事項 20	トイレ清掃業務について	124
	委託契約書は実際の委託業務に沿った内容で適切に作成・締結する必要がある。	
指摘事項 21	電気工作物保安業務及び消防設備保守点検業務について	124
	委託業者の選定手続きが適切になされていない契約がある為、今後は適切に手続きを経た上で委託する必要がある。	
指摘事項 22	収益事業の店舗委託について	125
	収益事業の店舗委託についても業者の選定手続きが適切になされておらず、適切な手続きを経た上で委託する必要がある。	
意見 33	長寿命化・環境整備の検討について	125
	施設としての今後の展望も見据えて、他の建物（花の売店等）についても長寿命化・環境整備の検討を進めていく必要がある。	
指摘事項 23	PCB(低濃度)の含有の可能性のある機器の処分について	125
	低濃度 PCB 廃棄物については、令和9年3月31日までに処分が必要とされているため、早急に調査を行い、低濃度 PCB を含有している場合は適切に処分手続を進めていく必要がある。	
意見 34	備品及び物品の管理について	125
	備品及び物品の現物の実査について、現物と帳簿に差異が発生した場合は、差異内容の原因分析を行い、帳簿の修正等のフォローの手続を行っていく必要がある。	
意見 35	指定管理者に対する適切な指導について	126

	備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。	
指摘事項 24	運営評価指標の記載誤りについて 誤った数値が看過されて公表されないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。	126
指摘事項 25	効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	127

## 10. 兵庫県立丹波の森公苑

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 26	里山スクエアの利用料金徴収について 里山スクエアの利用料金は条例に従い徴収する必要がある。	132
意見 36	里山スクエアの利活用について 施設の有効利用の為、里山スクエアの宿泊利用も検討されたい。	132
意見 37	大ホールの利用率について 大ホールのリニューアル投資に見合うよう、利用率向上のための施策を検討されたい。	133
指摘事項 27	未収金の管理について ミス防止のため、仕様書・契約書には支払期限まで明記しておくべきである。	134
指摘事項 28	備品及び物品の管理について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。 ただし、丹波の森公苑では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	134
意見 38	物品管理システムへの移行について 備品出納簿について、業務の効率化のためにも、県の	135



	財務会計システムである物品管理システムへの移行を進めていく必要がある。	
意見 39	指定管理者に対する適切な指導について 備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。	135
指摘事項 29	効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	136

## 11. 兵庫県立コウノトリの郷公園

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 40	備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。 また、詳細な実施方法については、施設としてのルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。	140
意見 41	運営評価指標の見直しについて 当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、短期目標、中期目標等に関連した指標に変更することを検討されたい。	141
指摘事項 30	効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	141

## 12. 兵庫県立人と自然の博物館

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 42	利用料金収入と入金額の確認について 現金は、数え間違いやすく、また、紛失・盗難といったリスクもある。このため、日計表等と現金の照合については目視で行うのではなく、金種表等に記録し、証拠	147

	書類として保管しておく必要がある。また、事後検証等のために、現金を確認した担当者は金種表等に押印を残しておく必要がある。	
指摘事項 31	自動販売機の使用許可について 自動販売機の設置については、行政財産使用許可申請書ではなく、利便施設利用許可申請書の提出をもって利用許可を与えるべきである。	147
意見 43	計画修繕の検討について 今後の修繕計画若しくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒しで検討を行うことも必要である。 ホロンピア 88 博覧会（1988 年 5 月）のメイン会場であった現在のホロンピアホールは、博覧会終了後に貸し会議室として利活用されてきた。近年は三田市総合文化ホールの響の音（さとのね）ホール等周辺に同業の館が存在しており、稼働率は長期に低迷している。 他方、人と自然の博物館は収蔵資料（資料として登録される前の収集・寄贈等されたモノを含め）が膨大であり、かつ年々増加している。 ホロンピアホールについてすでにホールとしての役割を終えたと判断される場合には、現状維持のための経費を極力抑え、今後の博物館改修の際には資料の収蔵庫・展示室などへの用途変更も視野に入れ対応することが望まれる。	148
指摘事項 32	備品及び物品の棚卸について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年 1 回の自己検査を行う必要があることから、500 万円未満の備品及び物品についても、現在高の異動があった月のほか年 1 回の現物の実査を行う必要がある。	148
指摘事項 33	稼働率の算定方法について 稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領及び平成 30 年度包括外部監査報告書の意見に従い、1 日の営業サイクル（午前・午後）をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出すべきである。	149
指摘事項 34	効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	150

### 13. 兵庫県立明石公園

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 44	旧明石市立図書館跡地の返還について	160
	旧明石市立図書館の跡地返還問題については、明確な返還期限を定め、うえで期限を過ぎた場合の県としての対応方針、及びその対応について明石市から事前確認を得ることなど、解決を図る為の明確な方策とスケジュールを立案し県民に公表することが望まれる。	

以上